令和9年度　盛岡市教育・保育施設利用者負担額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担の額（月額）				
			2号・3号				1号
			3歳未満児（3号）		3歳以上児（2号）		満3歳以上児
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育時間
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項による支援給付受給世帯、保護者が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉法による里親である世帯		0	0	無償	無償	無償
B0	A階層及びD0階層からD14階層までを除き、4月から8月分については令和8年度分、9月から3月分については令和9年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	非課税世帯（母子・父子・障がい者世帯等）	0	0			
B		非課税世帯（B0階層を除く）	0	0			
C0		均等割のみの世帯（母子・父子・障がい者世帯等）	4,800	4,700			
C		均等割のみの世帯，1号認定で保護者が児童福祉法による里親である世帯（C0階層を除く）	5,400	5,300			
D0	A階層、B0階層、B階層、C0階層及びC階層を除き、4月から8月分については令和8年度分、9月から3月分については令和9年度分の市民税の所得割課税額の区分が右の区分に該当する世帯	48,600円未満（母子・父子・障がい者世帯等）	6,200	6,000			
D1		48,600円未満（D0階層を除く）	7,400	7,200			
D20		48,600円以上 54,600円未満（母子・父子・障がい者世帯等）	9,000	8,800			
D2		48,600円以上 54,600円未満（D20階層を除く）	10,600	10,400			
D30		54,600円以上 57,700円未満（母子・父子・障がい者世帯等）	9,000	8,800			
D3		54,600円以上 57,700円未満（D30階層を除く）	14,000	13,700			
D40		57,700円以上 59,400円未満（母子・父子・障がい者世帯等）	9,000	8,800			
D4		57,700円以上 59,400円未満（D40階層を除く）	14,000	13,700			
D50		59,400円以上 77,101円未満（母子・父子・障がい者世帯等）	9,000	8,800			
D5		59,400円以上 77,101円未満（D50階層を除く）	17,600	17,300			
D6		77,101円以上 78,600円未満	17,600	17,300			
D7		78,600円以上 97,000円未満	21,600	21,200			
D8		97,000円以上 115,000円未満	26,600	26,100			
D9		115,000円以上 133,000円未満	30,000	29,400			
D10		133,000円以上 169,000円未満	36,000	35,300			
D11		169,000円以上 268,000円未満	42,000	41,200			
D12		268,000円以上 301,000円未満	47,100	46,200			
D13		301,000円以上 397,000円未満	51,600	50,700			
D14		397,000円以上	66,000	64,800			

〇用語説明

１号：満３歳以上の教育標準時間認定を受けた幼稚園・認定こども園を利用する子ども
２号：３歳以上の保育認定を受けた認定こども園・保育所を利用する子ども
３号：３歳未満の保育認定を受けた認定こども園・保育所・家庭的保育事業等を利用する子ども
保育標準時間：施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども
保育短時間：施設を最大８時間利用する保育短時間認定を受けた子ども

〇備　考

１　市民税の額は、寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控別控除をする前の額となります。
２　児童の年齢は、令和９年４月１日の年齢です。令和９年度途中に児童の年齢が変わっても変更になりません。
３　所得税・市民税について修正申告等をした場合は、利用者負担額が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出してください。
４　利用する施設によって、利用者負担額以外に施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費や副食費などの実費徴収を求めることがあります。詳しくはご利用の施設にご確認ください。

〇保育料の軽減について

保育施設を利用する３歳未満児の子ども（３号）が、同一世帯の（保護者に監護される生計を一にする）子どものうち、２人目以降の子どもに該当する場合は、保育料が免除されます。　※　最年長の子どもの年齢やきょうだいの保育施設等の利用の有無を問いません。